

鈴鹿市公共建築物個別施設計画改定版(案)に係る意見公募手続の結果一覧

※募集期間: 令和6年1月9日(火)から令和6年2月9日(金)まで
 ※意見提出者数: 3名
 ※意見件数: 22件

No.	頁番号	意見	修正等の対応の有無	回答
1	19	「3 施設の方向性の検討」の、(1)「i.利用状況による評価」の「①偏差値の算出」に関して、次のページに「②評価」があるが、偏差値の算出方法がわからない。P19のA～Gについてもどのような形なのかがわからないため、説明を追記したほうが良いのではないかと。	有	偏差値の算出方法について、P20の②評価の図表の下に「(評価指標－評価指標の平均値)÷標準偏差×10+50＝偏差値」を追記します。 各評価指標については、記載内容のとおりであり、評価指標を設定している施設については、第3章の中で、施設分類ごとに「施設の利用状況」として評価指標を記載しています。
2	28	「6 施設の複合化等の進め方」について、3段落「本計画では、～、本計画を改定します。」の部分について、次の4点について問う。 ① 第一段落で「一定地域での利用を前提とする施設については、拠点化を図り小学校(小学校区)を中心とした複合化等を推進します。」、第二段落で「市内全域をカバーし、広域で利用する施設は、～複合化等を推進します。」と記述されているが、「第3章 2 施設類型ごとの個別施設の状態と方向性」での各施設に関する「施設一覧」の表は“小学校区”で作成されている。施設の所在地だけでなく、機能が一定地域での利用なのか、広域での利用なのかがわかる項目が必要と考える。 ② 鈴鹿市役所内で、再配置や統合などの総合的な検討を行うのはどこになるのか。 ③ 「施設担当課で統廃合等を検討する場合に再配置計画を策定し」とあるが、複合化や集約化の過程では複数の担当課が存在すると思うが、その場合の考えはどのようなものか。 ④ 「地域等の関係者と協議しながら～」の表現があるが、「地域等の関係者と協議し、合意形成に取り組みながら～」のほうが適切と考える。	無	① ここでの記載は、個別の小学校区内において、どのような施設があるのかを確認する目的で記載しています。 ② 再配置や統合については、施設担当課で検討することになりますが、総合的(全庁的)な検討については、必要に応じて庁内会議(行政経営会議、政策検討会議)により、検討を行います。 ③ 関係する施設担当課や公共施設マネジメント推進部署で協議しながら、検討を行います。 ④ 御意見として承ります。
3	28	18%縮減の目標との関係について (1)複合化や集約化だけでなく長寿命化についても、「除却」の選択肢は避けられないものがあると思うが、そのような考えが伝わりにくいように思う。縮減目標もあるのだから、除却だけの項目で説明があつてよいと思う。	無	当該箇所については、複合化の考え方について記載をしています。公共施設等総合管理計画の数値目標(公共建築物の保有量18%の縮減)に基づく、公共建築物の譲渡・除却等による保有量適正化の必要性については、第5章において記載をしています。
4	36	第3章「2 施設類型ごとの個別施設の状態と方向性」の中の、「(1)市民文化系施設— i.集会施設」について、「⑤施設類型ごとの施設の方向性」について、計画年度内の取組が書かれていて“部位改修”ばかりであるが、実際は築50年を超えた施設に関して、同じ地域内にある同様の機能を持つ施設との“集約化”を検討したほうが良いところも入っているのではないかと。	無	P36本文中の、「⑤ 施設類型ごとの施設の方向性」に記載のとおり、清和公民館、住吉公民館については、2026(令和8)年度までに施設のあり方を検討することとしており、その他の公民館についても、老朽化や利用状況等も踏まえつつ、他の施設との複合化・集約化等を検討していくこととしており、方向性を検討中の施設となります。 当該施設については、方向性を検討中の施設であることや劣化の状況から、P17の判定フローに照らし合わせて、部位改修を行い、施設の安全性を確保することとしています。

5	40、41	<p>(2)「(1)―iii.文化施設」について、次の2点について問う。</p> <p>① 「⑤施設類型ごとの施設の方向性」について、イスのサンケイホール鈴鹿(市民会館)となっているが、ネーミングライツで付与されているもので永続的ではなく、また施設そのものは行政資産であることを考えると、市民会館(イスのサンケイホール鈴鹿)という形での表記が適切と考える。</p> <p>② 市民会館について築50年以上が経過し、長寿命化改修が行われたが、「計画期間中に改築もしくは除却の検討を行うことになる。」との一文を書き込んでおく必要があると考える。</p>	無	<p>① ネーミングライツを行っている施設については、市の例規や内部文書における記載等を除いてネーミングライツによる名称で記載することとしています。 市のウェブサイトやパンフレット等の印刷物においても同様の記載としておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p> <p>② 本計画では、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造(重量)については、目標耐用年数を80年以上としており、改築については、その時点における躯体の耐力度等から判断することになるため、現時点では記載しておりません。 今後、4年ごとに予定している見直しの中で、改築や除却についての方向性が定まった場合は、記載していくこととします。</p>
6	44、45	<p>「(2)社会教育系施設―ii.博物館等」について、「⑤施設類型ごとの施設の方向性」の中にも記述があるが、施設の中で、指定文化財等となる庄野宿史料館、佐佐木信綱記念館、伊勢型紙資料館は、文化財としての扱いになると思うので、ここに記載するのではなく、別枠で記載したほうが良いと思う。</p>	無	<p>御意見のとおり、文化財については、一般的な建築物とは対策内容等が異なるため、今後の見直しにおいて、別枠での記載や計画の対象外とするなど、対応を検討してまいります。</p>
7	46、47	<p>「(3)スポーツ・レクリエーション系施設」について、次の4点について問う。</p> <p>① 40、41ページ部分でもでも指摘した部分であるが、ネーミングライツで“AGF”呼称がついている2施設について、鈴鹿市がもともとつけていた名称を先に記載すべきと考える。</p> <p>② 施設の利用状況について、石垣池公園野球場だけ稼働率ではなく利用者数なのは、どのような理由なのかの説明が必要と考える。</p> <p>③ ②のような状況で、③のポートフォリオ図は成立するのか。</p> <p>④ 市立体育館(AGF鈴鹿体育館)について、築50年以上が経過し、長寿命化改修が行われたが、「計画期間中に改築もしくは除却の検討を行うことになる。」との一文を書き込んでおく必要があると考える。</p>	有	<p>① ネーミングライツを行っている施設については、市の例規や内部文書における記載等を除いてネーミングライツによる名称で記載することとしています。 市のウェブサイトやパンフレット等の印刷物においても同様の記載としておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p> <p>② 野球場という施設の特性上、天候や季節により、利用されないことから、稼働率より利用者数の評価指標で示す方が適していると考えています。 利用者数を評価指標とする理由として、P46の②施設の利用状況の図表下段に、「※石垣池公園野球場については、施設の特性上、天候等から利用できない日があり、他の施設と比較すると稼働率が低く算出されることから、利用者数を評価指標としています。」を追記します。</p> <p>③ 他の施設の稼働率と比較しているのではなく、スポーツ施設全体の利用者数の偏差値を算出し、その値と比較しています。</p> <p>④ 本計画では、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造(重量)については、目標耐用年数を80年以上としており、改築については、その時点における躯体の耐力度等から判断することになるため、現時点では記載しておりません。 今後、4年ごとに予定している見直しの中で、改築や除却についての方向性が定まった場合は、記載していくこととします。</p>
8	49	<p>【農村環境改善センター】に関する記述で、最後に「～、規模を縮小して改築します。」とあるが、この記述は適切ではないと考える。削除して、シンプルに「～施設との複合化・集約化を方向性」とするべきと考える。</p>	無	<p>公共施設等総合管理計画の数値目標(公共建築物の保有量18%の縮減)や、保有量適正化の考え方に基づいた記載としています。</p>
9	51、52	<p>「(5)学校教育系施設―i.小学校」について、「①施設一覧」と「②施設の利用状況」の表について、中学校区との関連がわかるように並び替えるほうが良いと考える。そうするほうが、再編など将来的な学校のあり方との考えが重なりやすくなると思う。</p>	無	<p>他の施設分類と同様に行政区での施設順に並びを統一していること、また、中学校区と小学校区の間については、同じ小学校区でも居住地によって中学校区が異なるなど、煩雑となる部分もあることから、本計画での並びは現行のままとします。</p>
10	53	<p>「④施設類型ごとの施設の方向性」の第3段落について、『郡山、天名、合川小学校の3校については、推進期間(12年間)内において、集約化を検討しています。』とあるが、厳密には栄小学校も入るのではないかと。相応の表記にするべきと考える。</p>	有	<p>P56の学校(中学校)では、天栄中学校区において、小中一貫教育に向けた検討を行っている旨を記載していることから、小学校区についても同様に小中一貫教育について記載し、「天栄中学校区における学校再編計画」と整合を図った記載内容に修正するため、「④施設類型ごとの施設の方向性」の第3段落目について「郡山、天名、合川小学校の3校については、推進期間(12年間)内において、集約化を検討しています。」から「天栄中学校区では、小中一貫教育に向けた検討を行っており、郡山、天名、合川小学校の3校については、再編を進めています。」に修正します。</p>

11	53	2035年までの計画年度の内の取組の記述の、小学校施設について、ひとつの学校施設に整備年度が複数存在している場合があるが、それらはどのように反映されるのか。どこが対象とされているのかなど、その部分も見えるように、記載したほうが良いと思う。	無	第4章及び第6章で対象の校舎棟番号を記載しています。 部位改修(トイレ)については、改修設計時に生徒・児童の利用状況も加味し、改修箇所を決定する予定です。
12	55、56	「(5)学校教育系施設— ii .中学校」について、次の3点について問う。 ① 「①施設一覧」について、表中項目で“小学校区”があるが、関連する小学校区も記載してはどうか。 ② もしくは「②施設の利用状況」に記載するべきと考える。 ③「④施設類型ごとの施設の方向性」について、2035年までの計画年度の内の取組の記述について、ひとつの学校施設に整備年度が複数存在している場合があるが、それらはどのように反映されるのか。どこが対象とされているのかなど、その部分も見えるように、記載したほうが良いと思う。	無	①② 中学校区と小学校区の間連については、同じ小学校区でも居住地によって中学校区が違うなど、煩雑となる部分があることから、現行のままとします。 ③ 第4章及び第6章で対象の校舎棟番号を記載しています。 部位改修(トイレ)については、校舎棟番号を記載していませんが、改修設計時に生徒・児童の利用状況も加味し、今後、改修箇所を決定する予定です。
13	58	「(5)学校教育系施設— iv .その他教育施設(学校給食センター)」について、学校給食センター、第二学校給食センターが取り上げられているが、単独調理校の施設についてはどのような考えなのか。 「(5)学校教育系施設— i .小学校」の2035年までの取組に調理室に関する記述がないため、そちらか、もしくはこのページで説明を追記するべきと考える。	無	単独調理校の給食調理施設については、躯体については、校舎棟内の一室または付属棟であることから、校舎の改修時期に合わせて劣化状況に応じた対策を検討・実施していく考えです。なお、設備については、安全で安定的な給食提供の観点から、躯体の改修とは別に、状況に応じて改修・修繕等の対応を実施していく予定です。
14	63	「(6)子育て支援施設— i .幼稚園・保育所」について、「③ポートフォリオ図」で、昨年改修が完了した合川保育所が、老朽化度の高いところに位置付けられていることと、施設利用状況で定員充足率が平均75.8%であるのに、利用状況が低いところに記載されているのはなぜか。	無	長寿命化改修により、躯体を含めたすべての状態が回復しているわけではありません。そのため、ポートフォリオ図における、横軸(老朽化)については、P20に記載のとおり「残寿命年数/目標耐用年数=残寿命割合」という一定のルールで記載しています。 当該ポートフォリオ図は、幼稚園、保育所の2つの類型を同時に記載していますが、縦軸(利用状況)については、幼稚園、保育所ごとの評価指標(稼働率)から計算しています。
15	64	「⑤施設類型ごとの施設の方向性」で、幼稚園では「～、他施設との集約化や複合化を図りながら移転・建て替えを検討します。」とあり、保育所では「～、幼保一元化、認定こども園化も視野に入れた移転・建て替えを検討します。」とある。これらに関連して、空くことになる施設対応についての記述もされてはどうかと考える。	無	空くことになる施設(不要となった旧施設)については、速やかな売却、譲渡、貸付などに取り組むことを「公共施設等総合管理計画」の実施方針としています。今後、4年ごとに予定している見直しの中で、方向性が定まった場合は、記載していくこととします。
16	64	⑤施設類型ごとの施設の方向性において、2028(令和10)年度から2031(令和13)年度の計画では、西条保育所との集約化方針が示されている算所保育所について、部位改修(屋根・外壁)が示されているが、集約化の説明との整合性に欠けると思われる。	有	算所保育所の集約化の可能性については、今後、幅広い視点から検討を始めていく予定であるため、部位改修(屋根・外壁)の実施時期については、見直しを行います。 算所保育所の部位改修実施時期についての記載箇所の修正を行います。
17	65	「(6)子育て支援施設— ii .幼児・児童施設」について、28ページで施設と地域の関係の記述があるが、「①施設一覧」にある、子育て応援館と子育て支援センターりんりんは、“市内全域をカバーし、広域で利用する施設”と考えるが、小学校区を適用して記載されているのはなぜか。「市内全域」と表現すべきと考える。	無	ここでの記載は、個別の小学校区内において、どのような施設があるのかを確認する目的で記載しています。

18	69	「(6)子育て支援施設—iii. 幼児・児童施設(放課後児童クラブ)」について、「小学校の余裕教室」との表現があるが、どのような考え方なのかを補足で記載しておくほうが良いと思う。 物理的に物などが無い状態だけを指しているのか、それとも、学校図書館や特別教室など機能として利用できる余裕があることを指すのか。	有	余裕教室について補足(注記)として、P69「⑤施設類型ごとの施設の方向性」の10行目の下段に、「※余裕教室とは、児童数の減少に伴い、今後5年以内に、普通教室として使用することがないと考えられる教室ですが、現状は、学習方法・指導方法の多様化に対応するスペースなどに活用されています。」を追記します。
19	73	「(8)医療施設—i. 医療施設」について、「すずらん」の説明が入っているが、2023年4月1日から長寿社会課が業務を行うことになり、市役所内にあるので、削除したほうが良いと考える。	有	御意見のとおり、P73の(8)医療施設 i. 医療施設の文章を、「応急診療所は、休日及び夜間における市民の応急医療を提供することを目的とした施設です。」に修正します。
20	87	「第4章 小学校区ごとの施設の対策内容と実施時期」について、説明文に関して「地域(住民)との協議と合意形成」に関する記述も必要と考える。 すべての小学校区における取組も含め、必要なものに関しては「地域(住民)との協議」に入る時期についても記述したほうが良いと考える。	無	第4章は、小学校区ごとの施設と推進期間における対策内容を示す意図で作成しています。 対策内容や方法により、準備期間が異なることから、協議時期については個別の対応とします。
21	122,123	「(2)計画期間の対策に要する概算費用」について、6段落の文章に関して、施設保有量の適正化に関しては「あれか、これか」の選択があり、行政だけでなく住民参画の上での合意形成が必要ではないか。その点を書き加えるべきである。	無	当該箇所については、計画期間に要する概算費用記載しております。 P28の「6 施設の複合化等の進め方」に記載のとおり、「地域等の関係者との協議」については重要であると認識しています。
22	計画全体への意見	今の計画でも改修が遅れているが、建築資材等の高騰による価格上昇が続いており、情勢が見通せない中、直近でも、様々な影響から対策が前後することがあると思われるので、期間内で変更が生じることも記載しておいた方が良いのではないかと。 また、改築の計画は慎重にお願いしたい。	有	計画改定の検討時においては、社会背景や財政状況等を考慮していますが、期間内についても変更が生じる旨として、P32「施設類型ごとの施設の方向性」の記載を「定量的評価、定性的評価及び社会背景や市の財政状況等を考慮して検討した今後の施設の方向性を示しています。」から「計画改定の検討時における、定量的評価、定性的評価及び社会背景や市の財政状況等を考慮して検討した今後の施設の方向性を示しています。社会背景や財政状況等に変化が生じた場合は、対策内容や実施時期を適宜変更します。」に修正します。 また、大規模な改築事業については、事業手法の調査・研究に時間を要するため、対策時期の調整を行い、牧田小学校屋内運動場の改築及び玉垣幼稚園・保育所の改築を伴う集約化について、文章中の記載及び図表の内容を以下のとおり修正します。 牧田小学校屋内運動場改築 令和8、9年度→令和10～13年度 玉垣幼稚園・玉垣保育所集約化(改築) 令和8、9年度→令和10～13年度